

人事委員会規則八一八（職員の育児休業等）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則八一八（職員の育児休業等）の一部を改正する規則
人事委員会規則八一八（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとの期間に区分することができない場合における一週間当たりの勤務時間）</p> <p>第六条 育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとの期間に区分することができない場合における条例第十二条第一号に定める一週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務をしようとする期間をその初日から四週間ごとに区分した各期間及びその最後に生じる四週間未満の期間について、それぞれ当該一週間当たりの勤務時間となるようにするものとする。</p> <p>第七条・第八条 略</p>	<p>第六条・第七条 略</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。